

- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア、反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
- イ、反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ、反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
- エ、法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 本条（1）①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条（1）①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。
- ① 本人が、本条（1）③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、本条（1）③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
- （3）この保険契約に適用される他の特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、本条（1）または（2）の規定による解除が損害等（注3）の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険契約基本条項第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等（注3）に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 被保険者の傷害または疾病（注5）に対して一定額を支払うもの
- ② 被保険者の傷害または疾病によって被保険者が被った損害（注6）に対して保険金を支払うもの
- （4）この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条（3）①または②のいずれにも該当しない場合、本条（1）または（2）の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険契約基本条項第12条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （5）この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条（3）①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされたときには、本条（4）の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① 本条（1）③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
- ② 本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任についての損害
- （注1）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- （注2）解除する範囲は、本条（2）①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分とし、本条（2）②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分とします。
- （注3）損害等とは、本条（2）①の規定による解除がなされた場合には、その家族に発生した損害等をいい、本条（2）②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。
- （注4）保険金は、本条（2）③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- （注5）傷害または疾病には、死亡および要介護状態を含みます。
- （注6）損害には、損失および費用を含みます。

第7条（本人である被保険者に係る部分の解除・解約の特則）

- （1）第六条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（2）④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険契約基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）（2）の規定による解約

請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害補償特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解約（注2）すること。

（2）普通保険契約基本条項第11条（被保険者による保険契約の解約請求）（3）の規定により本人が保険契約を解約した場合であっても、本条（1）の手続きが行われるまでの間は、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）から（3）までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。

（3）この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、本条（1）①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、第8条（保険料の返還または追加保険料の請求—本人の変更の場合）（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還もしくは追加保険料の請求を行い、または保険金を削減して支払います。

（4）当社は、この保険契約に適用される他の特約に、被保険者による特約の解約請求の規定がある場合には、その規定についても本条（1）から（3）までと同様とするものとします。

（注1）本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合には、保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を含みません。

（注2）解約する範囲は、その家族に係る部分とします。また、本条（4）においては、「保険契約」を「特約」と読み替えて適用します。

第8条（保険料の返還または追加保険料の請求—本人の変更の場合）

（1）この保険契約に適用される傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（4）①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づきその変更が発生した時以降の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

（2）保険契約者が本条（1）の規定による追加保険料の払込みを怠った場合には、当社は、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（4）④の規定による本人の変更の事実があつた後に発生した事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更前料率とは、変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注2）変更後料率とは、変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第9条（保険料の返還—失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。ただし、第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）に規定する被保険者全員が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第10条（保険料の返還の特則—解除または解約の場合）

（1）第2条（補償の対象となる方—被保険者）（4）②または第7条（本人である被保険者に係る部分の解除・解約の特則）（1）②の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（2）第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）①の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（3）第6条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（2）①または③の規定により、当社がこの保険契約を解除（注）した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）解除する範囲は、その家族に係る部分とします。

第11条（傷害死亡保険金受取人の変更）

傷害補償特約第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）（1）、（2）および（5）の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第12条（家族が複数の場合の約款の適用）

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの特約、普通保険契約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

第13条（傷害補償（標準型）特約の読み替え）

この保険契約については、傷害補償（標準型）特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」

② 第10条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）および（2）の規定中「被保険者が」とあるのは「本人が」

第14条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還－解除または解約の場合）②および⑤から⑦までの規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第3条（保険金を支払わない場合）の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
(注1) オートテスターとは、テストライダーをいいます。
(注2) 猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。
(注3) ローファーム選手には、レフリーを含みます。

夫婦型への変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

用語	説明
か	家族 本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族（注1） ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子 (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
し	傷害保険金 傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。 傷害補償特約 傷害補償（MS & AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
ひ	被保険者範囲個別規定型特約 この保険契約に適用される特約において、被保険者範囲個別規定型特約であることが規定された特約をいいます。
ひ	被保険者変更特約連動型特約 この保険契約に適用される特約において、被保険者変更特約連動型特約であることが規定された特約をいいます。
ほ	本人 保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条（この特約の適用範囲）

- （1）この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約連動型特約について適用します。
(2) この特約の規定は、疾病補償特約、がん補償特約および被保険者範囲個別規定型特約については、適用しません。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

- （1）この保険契約の被保険者は、本人およびその配偶者とします。
(2) 傷害保険金および被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、本条（1）の本人とその配偶者の統柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
(3) 被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、本条（1）の本人とその配偶者の統柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。
(4) 保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第5条（傷害後遺障害保険金の計算）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
② この保険契約を解約すること。
(5) 本条（4）の事由によって本人が死亡した場合でも、本条（4）の手続きが行われるまでの間、本条（1）から（3）までの規定の適用は、その本人との統柄によるものとします。
(注) 本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の計算）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、第5条（保険契約の失効）に該当する場合を含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を